

[事案 2022-256] 手術給付金支払請求

・令和 5 年 6 月 9 日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約を解除され、手術給付金が支払われなかったことを不服として、契約解除の無効と手術給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 4 年 5 月に異所性妊娠手術を受けたことから、令和 3 年 1 月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、給付金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して、手術給付金を支払ってほしい。それが認められない場合は、本契約への乗換前に加入していた契約で支払われるはずだった給付金相当額を支払ってほしい。

- (1) 解除原因となった帝王切開手術の事実は、募集人に伝えていた。
- (2) 告知入力画面の記載が分かりにくく、帝王切開が告知対象であるという認識もなかった。
募集人は、告知時に帝王切開が告知対象であることを説明すべきである。
- (3) 帝王切開と異所性妊娠手術の間の因果関係の有無に疑問がある。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人が申立人から帝王切開について聞いたのは、本契約よりも 8 か月以上前のことであり、記憶に残っていなかった。勧誘時に募集人が、過去の入院・手術歴を 2 度尋ねたにもかかわらず、帝王切開の話は出なかった。
- (2) 告知に関しては、タブレットによる重要事項説明等において、募集人に話しても告知したことにならないこと、質問には申立人自身で正確に回答を入力しなければならないこと等が繰り返し説明されている。告知内容についても、確認画面で内容が表示され、誤りがないうことを確認の上で、申立人が署名している。
- (3) 診断書には異所性妊娠と記載されており、主治医が帝王切開と異所性妊娠の関連性を認めている以上、告知義務違反の観点での因果関係は否定できない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。